

第 49 回全国高等学校総合文化祭（かがわ総文祭 2 0 2 5）
郷土芸能部門スポーツタイマー賃貸借に関する仕様書

1 借入物品

第 49 回全国高等学校総合文化祭（かがわ総文祭 2 0 2 5）郷土芸能部門スポーツタイマー

2 業務内容

第 49 回全国高等学校総合文化祭（かがわ総文祭 2 0 2 5）郷土芸能部門の開催にあたり、必要となる物品の貸付を行う。

3 納入及び設置場所

（1）丸亀市綾歌総合文化会館アイレックス

（丸亀市綾歌町栗熊西 1680）

※設置場所の詳細については、落札決定後に打合せを行う。

4 借用物品

	物品名	数量	納品場所
（1）	スポーツタイマー（スタンド付き） （セイコー ST-306）	2 台	丸亀市綾歌総合文化会館 アイレックス

※同等品により対応する場合は、事前に発注者の了解を得ること。

5 搬入及び搬出日時

搬入：令和 7 年 7 月 26 日（土）午前 11 時

搬出：令和 7 年 7 月 30 日（水）午後 5 時

※搬入出時間の詳細については、落札決定後に打合せを行う。

6 その他

（1）本業務において貸付けた物品について、業務実施期間中に故障等のトラブルが発生した場合は直ちに対応するものとする。

（2）搬入・搬出の際は、部門担当者及び実行委員会事務局担当者の指示に従うものとし、会場床面等に傷をつけないよう十分配慮するものとする。

（3）物品配送、必要資材の調達その他本業務に係る一切の費用は受注者の負担とする。

（4）天災等のやむを得ない事情により、大会を中止又は計画変更する場合がある。

（5）この仕様書に定めがない事項や疑義が生じた場合は、その都度発注者と協議の上、決定するものとする。

7 損害賠償責任

（1）本業務の処理に関し、受注者の過失により第三者に損害を与えた場合には、受注者

が損害賠償の責任を負うものとする。

(2) 大会中止等に伴い受注者に生じた損害については、発注者は賠償の責を負わない。

8 守秘義務

(1) 本業務に関し、発注者から受領又は閲覧した資料等は、発注者の了解なく公表又は使用してはならない。

(2) 本業務で知り得た発注者及びその他事業者等の秘密は、保持しなければならない。

9 問い合わせ

(1) 業務内容に係る事項

第49回全国高等学校総合文化祭郷土芸能部門委員会 代表委員 ^{くさなぎ}草薙 ^{よりお}順生
香川県綾歌郡綾川町北 634-2 (香川県立農業経営高等学校内)

電話：087-876-1164

E-Mail：kyoudogeinou@kagawa-soubunsai2025.pref.kagawa.jp

(2) 契約事務に係る事項

第49回全国高等学校総合文化祭香川県実行委員会事務局
香川県高松市天神前 6 番 1 号 香川県天神前分庁舎 2 階
(香川県教育委員会事務局全国高校総合文化祭推進室内)

電話：087-832-3725

E-Mail：kagawa-soubunsai2025@pref.kagawa.lg.jp